

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年9月15日

錦江町

農業に有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点地域との重複の有無		
	○			鵜戸野	設定なし	R2年度～R6年度	鵜戸野集落協定
	○			久木野	設定なし	R2年度～R6年度	久木野集落協定
	○			栗山	設定なし	R2年度～R6年度	栗山集落協定
	○			立神	設定なし	R2年度～R6年度	立神集落協定
	○			中尾	設定なし	R2年度～R6年度	中尾集落協定
	○			池野	設定なし	R2年度～R6年度	池野集落協定
	○			壱崎	設定なし	R2年度～R6年度	壱崎集落協定
	○			猪鹿倉	設定なし	R2年度～R6年度	猪鹿倉集落協定
	○			折小野	設定なし	R2年度～R6年度	折小野集落協定
	○			下立神	設定なし	R2年度～R6年度	下立神集落協定
	○			新田	設定なし	R2年度～R6年度	新田集落協定
	○			表木	設定なし	R2年度～R6年度	表木集落協定
	○			笹原	設定なし	R2年度～R6年度	笹原集落協定